

高山区域都市開発区域建設計画

平成18年7月
岐 阜 県

目 次

1 . 計画の性格	1
2 . 計画の対象区域	1
3 . 計画の期間	1
4 . 整備及び開発の基本構想	1
5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	3
6 . 産業の業種、規模等に関する事項	4
7 . 土地の利用に関する事項	7
8 . 施設の整備に関する事項	8
9 . 環境の保全に関する事項	1 2
10 . 防災対策に関する事項	1 4

1．計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、高山区域都市開発区域の開発整備の基本構想と施設の整備についての大綱を示したものである。

2．計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した高山区域都市開発区域であり、関係市は次のとおりである。

高山市（一部）

3．計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4．整備及び開発の基本構想

（1）現状と課題

当区域は、岐阜県北部の飛騨地域の中央部に位置し、周囲を北アルプスや白山等の山岳に囲まれ、豊かな自然に恵まれている。

また、当区域には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「高山市三町」や「高山市下二之町大新町」の古い町並みや、飛騨国分寺をはじめとする神社仏閣、高山陣屋跡等の史跡、飛騨高山温泉等があり、伝統工芸品として飛騨春慶や一位一刀彫等が有名である。

交通・物流基盤については、南北方向に一般国道41号とJR高山本線が縦断し、東西方向に一般国道158号が横断しており、整備されつつある中部縦貫自動車道や隣接地域における東海北陸自動車道とともに基幹交通網を形成している。

都市機能を担う施設としては、飛騨・世界生活文化センター等の文化施設等が

整備されている。

産業面では、飛騨高山の歴史や伝統を生かした観光・交流産業のほか、飛騨の匠の技術と伝統を生かした木製家具等の木材関連工業や、飛騨春慶、一位一刀彫等の伝統工芸品産業等の地場産業が特色となっている。しかし、木製家具等においては輸入品との競合が見られる。商業については、郊外型の大規模商業施設の立地が増えている反面、従来の商店街においては空洞化が進んでいる。

また、少子化に伴う人口減少や高齢化の進行により、労働力の減少や地域活力の低下等が懸念される。

こうした中、今後は、中部圏との広域的な連携を視野に入れ、産業や住民生活の基盤となる交通ネットワークの一層の整備を図るとともに、高速道路網等の社会資本を有効に活用し、観光・交流産業等の一層の振興を図る必要がある。また、経済環境の変化に対応して、地場産業等の競争力強化を図ることが重要である。

まちづくりにおいては、人口減少や高齢化等の社会経済の変化に対応しつつ、飛騨地域の中核都市として都市機能を集積するとともに歴史的景観の保全等を図ることが重要な課題となる。また、そうしたまちづくりを商業振興につなげていく必要があるとともに、防災、防犯、バリアフリーなど安全で安心して暮らせるまちづくりも求められており、これらを住民協働で進めていく必要がある。

さらに、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を図るなど、持続可能な社会づくりが求められている。

(2) 基本的方向

飛騨高山の豊かな自然や長い歴史に培われてきた伝統文化を生かしながら、観光・交流都市にふさわしい地域づくりを進め、飛騨地域における経済や文化の中心として一層の発展を図る。

歴史や文化を生かした観光・交流都市づくり

歴史的遺産、伝統文化、伝承芸能、食文化、温泉資源、山岳森林景観等の豊かな地域資源を生かし、人々の心を魅了する滞在型・通年型の観光地づくりを推進する。

伝統工芸品産業等の特色ある地場産業等が持つ観光資源としての魅力を発掘し、産業観光を推進する。

県内各地はもとより中部圏との連携のもと、広域的な観光ルートづくりや効果的な情報発信、海外からの誘客等を図る。

飛騨・高山コンベンションビューロー等と連携し、イベント・コンベンションの誘致を推進する。

地場産業の高付加価値化、ブランド化

飛騨の匠の技術と伝統を生かした木材関連工業や伝統工芸品産業等の特色ある地場産業について、高付加価値化やブランド化を推進する。

飛騨地域の玄関口としての都市整備

道路、公園、上下水道、その他の都市施設等の都市基盤の整備を進めるとともに、情報通信機能や防災機能など都市機能の充実を図り、飛騨地域の玄関口にふさわしい都市整備を推進する。

地域に残る美しい歴史的景観や農山村景観等の個性ある景観の保全を推進する。

交通ネットワークの整備

広域的な幹線道路や、市中心部の道路交通の円滑化を図る環状道路網など、総合的な道路ネットワークの整備を推進する。

J R高山駅や周辺地区のバリアフリー化を進めるとともに、J R高山本線の複線電化の実現に向けて検討を進める。

5．人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 人口の規模

当区域の人口は、平成12年は66千人(国勢調査)、平成17年は66千人(国勢調査速報値)となっており、平成22年は66千人(国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」)と推計されている。

(2) 労働力の需給

人口減少や高齢化等による労働力の減少に加え、いわゆる「団塊の世代」の大量退職を目前とし、労働雇用環境は大きく変化しつつある。こうした状況に的確に対応するため、労働雇用施策を総合的に推進する必要がある。

このため、若年者の雇用関連サービスを提供する岐阜県人材チャレンジセンターについて、若年者の就職支援の拠点施設として充実を図るとともに、学生を対象としたUターン対策やインターンシップの活性化を推進するなど、若年者の就職促進を図る。また、定年を迎える「団塊の世代」の人材活用を推進するなど、高齢者の活用を図る。さらに、企業等の少子化対策の取組を促進するなど、女性の就業環境整備を図る。併せて、障害者の雇用促進対策等についても積極的に推進する。

また、職業能力開発のため、県有施設内における訓練だけでなく、民間教育機関等も活用した委託訓練を拡充する。

6．産業の業種、規模等に関する事項

(1) 観光・交流産業

重要伝統的建造物群保存地区や祭屋台など世界に誇る貴重な歴史的遺産のある当区域では、観光・交流産業が主要な産業となっているが、中部国際空港の開港等により、当区域には、観光・交流産業の発展を図るうえで絶好の機会が訪れている。この好機を生かし、滞在型・通年型の観光地づくり、県内各地や中部圏と連携した国際観光や広域観光の推進、イベント・コンベンションの誘致等に取り組み、当区域の観光・交流産業の振興を図る。

人々の心を魅了する滞在型・通年型の観光地づくり

当区域が持つ歴史的遺産、伝統文化、伝承芸能、食文化、温泉資源、山岳森林景観等の豊かな地域資源を観光・交流産業に一層活用していくとともに、飛騨の匠の技術と伝統を生かした伝統工芸品産業等の特色ある地場産業等が持つ観光資源としての魅力を発掘し、その魅力を生かした産業観光を推進するなど、人々の心を魅了する滞在型・通年型の観光地づくりを推進する。

国際観光の推進

中部国際空港の開港等により増加している外国人観光客の一層の増加を図るため、ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携を図りながら、地域や国ごとのニーズに合致した観光ルートづくりや観光宣伝等の各種施策を実施するなど、国際観光を推進する。

広域観光の推進

国内外からの一層の誘客を図るため、中部国際空港をはじめとする各地の空港や、整備が進みつつある中部縦貫自動車道や東海北陸自動車道等の社会基盤を有効に活用し、県内各地はもとより中部圏との連携のもと、「松本・高山・金沢国際観光ルート」「ぶり街道」等の地域の特色を生かした広域的な観光ルートづくりや共同の観光宣伝を実施するなど、広域観光を推進する。

イベント・コンベンションの誘致

イベント・コンベンションは、地域への経済波及効果が大きいことから、飛騨・世界生活文化センター等を有効に活用し、飛騨・高山コンベンションビューロー等と連携しながら、誘致体制の強化や顧客関連データベースの作成、コンベンション経験者の活用、関連情報の発信等に取り組むなど、イベント・コンベンションの誘致を推進する。

(2) 工業

当区域では、飛騨の匠の技術と伝統を生かした木製家具等の木材関連工業や、飛騨春慶、一位一刀彫等の伝統工芸品産業が主要な地場産業となっているが、これらの地場産業を含め、当区域の工業は、国内需要の低迷や輸入品との競合等により厳しい状況にある。一方、こうした地場産業をはじめとして、当区域においては中小企業の割合が極めて高い。このため、当区域の地場産業等の発展のためには、その基幹を支える中小企業の競争力向上が不可欠であり、そのためには製品等の高付加価値化や差別化が必要である。

このため、伝統工芸品産業等の特色ある地場産業等の魅力を産業観光に生かすなど、観光・交流産業との連携の強化を図る。また、地場産業等の基幹を支える中小企業の商品企画力、技術力、販売力等の強化に向けた支援を行う。さらに、ブランド力の向上を図るため、商標法改正（地名入り商標登録の容認）を契機とした産地ブランドの活用等を推進する。

また、中小企業経営の活性化や安定のため、制度融資の見直しなど資金調達支援サービスの充実を図る。

一方、ものづくりを中心とした中小企業の技術や技能の継承と人材育成を一層推進するため、IT技術の活用等により、現場技術者を中心とした人材育成を総合的に支援する。

加えて、情報社会、高齢社会、環境問題等の時代の流れに対応し成長が期待される分野における工業の振興を図るため、ベンチャー企業等の支援やインターチェンジ周辺等における新たな工業機能の集積等を推進する。

(3) 商業

当区域では、郊外型の大規模商業施設の立地が増えている反面、従来の商店街においては空洞化が進んでいるが、飛騨地域の中核都市及び観光都市として商業の振興を図る必要がある。

このため、個性や魅力のある店舗づくりなど商店経営の充実を促進するとともに、空き店舗について業種や業態、立地条件、入居条件を明示しての意欲ある事業者の公募や、商店街団体やNPOが行うイベントの定番化への支援等により、にぎわいのある商業空間の形成を図る。

また、基幹的な都市施設の周辺における新たな商業機能の集積を推進するとともに、JR高山駅周辺を中心に、道路、公園、上下水道、その他の都市施設等の都市基盤の整備や、情報通信機能、防災機能等の都市機能の充実を図り、まちづくりを基本とした中心市街地の活性化を商業振興につなげる。

(4) 農業

当区域では、冷涼な気候条件を生かしたトマトやホウレンソウ等の高冷地野菜や、飛騨牛等の肉用牛、酪農、果樹、水稻、花き等を中心に多彩な農業が展開されているが、さらなる発展のためには、消費者ニーズに対応した安全で安心な付加価値の高い農産物の提供や、農業を支える基盤の整備が必要である。

このため、農薬や化学肥料の使用量を減らした環境にやさしい「ぎふクリーン農業」の推進や農産物のブランド化、百貨店等と連携した新たな販路の拡大、積極的な広報活動、飛騨エアパークを活用したフライト農業の推進等により、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の生産や、安全で安心な農産物の安定的供給を推進する。また、農業の担い手の確保や農家の企業化等により農業経営の安定化を図る。

一方、農業を支える基盤の整備を図るため、大区画ほ場の整備や、用排水対策、飛騨東部広域営農団地における広域営農団地農道等の農道の整備等を推進する。

(5) 林業

当区域では、小規模な林家が多いことや地域産材価格の低迷等により林業経営が厳しい状況にあるとともに、放置された森林や、間伐等の適正な管理が行き届かない人工林が増加し、豪雨等による自然災害が懸念されている。こうしたことから、担い手の確保など林業経営の健全化や、県産材の需要拡大を図るとともに、森林が持つ災害防止機能や水源かん養機能、保健機能、レクリエーション機能など多面的な機能の維持増進対策に取り組む必要がある。

このため、林業生産性の向上につながる飛越山地緑資源幹線林道八幡・高山線等の林道の整備や、実践的な研修の実施等による森林づくりの担い手の育成や確保、「新緊急間伐推進五ヶ年計画(平成17～21年度)」に基づく計画的な間伐、公共施設の木造化や内装木質化の推進、地域産材の販売促進を図るための木材製品流通センターの建設促進など、生産対策から販路拡大対策、需要拡大対策までの一貫した総合対策を推進する。

(6) 産業の規模

当区域の就業者数(従業地)は、平成12年は41千人(うち、第1次産業2千人、第2次産業11千人、第3次産業27千人)(国勢調査)となっており、当区域の人口に対する割合が変わらないとして、平成17年は40千人、平成22年は40千人と見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

当区域は、飛騨地域の経済や文化の中心で、豊かな自然や景観、良好な生活環境、伝統文化、民俗文化等の地域資源に恵まれている。

市街地においては、住居地区、商業地区、工業地区等の都市的な土地利用がなされており、市街地周辺地域においては、高冷地野菜の栽培や畜産等の農業的な土地利用がなされている。

今後は、人口減少に対応するとともに、豊かな自然や景観、伝統的な古い町並み等が保全された住み良い生活環境の実現や、区域全体の秩序ある発展を図

ることが重要である。

このため、「高山市潤いのあるまちづくり条例」等に基づく適正な開発や再開発への誘導や指導を行うとともに、災害に対する地域の自然的特性や社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。また、建築協定やまちづくり協定の締結など市民との協働を図ることにより、市街地区域、田園居住区域、農業区域、森林区域等における総合的な土地利用を図る。

市街地区域においては、都市機能の向上を図るため、JR高山駅周辺土地区画整理事業等により、都市計画道路や駅前広場等の公共施設の整備、商業施設や業務施設の拠点的な整備、良好な住環境の整備等を進め、飛驒の玄関口としてふさわしい土地利用を進める。

田園居住区域においては、田園景観等の個性ある景観を保全しつつ、ゆとりある居住環境の実現を図る。

農業区域においては、担い手を確保し、力強い産地を支えるため、優良農用地の確保や集団化、荒廃・遊休農用地の解消等が必要であり、農業生産基盤の整備を進める。

森林区域においては、水源かん養機能など多面的な機能を持つ豊かで美しい森林の保全や林道整備等を進める。

8．施設の整備に関する事項

整備及び開発の基本構想に基づき、諸施設等の総合的な整備を推進する。

(1) 交通施設及び情報通信施設

総合的な道路ネットワークの形成や鉄道交通とバス交通の確保を図るとともに、住民の利便性の向上や産業の高度化と高付加価値化を図るため、情報通信施設の整備を進める。

道路

広域的な幹線道路や、市中心部の道路交通の円滑化を図る環状道路網など、総合的な道路ネットワークの形成を図るため、高規格幹線道路である中部縦貫自動車道や、地域高規格道路である富山高山連絡道路や高山下呂連絡道路をはじめ、一般国道（41号、158号等）、主要地方道（高山清見線、高山上宝線等）、一般県道（名張上切線、岩井高山停車場線等）、街路（昭和中山線等）等の整備

を進めるとともに、既存道路の適切な維持管理を進める。

また、当区域と他地域の交流に資する道路として、隣接地域において東海北陸自動車道の整備を進める。

鉄道及びバス

利便性の向上を図るため、ＪＲ高山駅や周辺地区のバリアフリー化を進めるとともに、輸送力の増強や所要時間の短縮を図るため、ＪＲ高山本線の複線電化の実現に向けて検討を進める。

また、住民の日常生活に必要な生活交通であるバス交通の維持確保を図る。

情報通信施設

ブロードバンドサービスの未提供地域や地上デジタル放送の難視聴地域を解消するため、高速で大容量の通信が可能な県域ブロードバンドネットワークである「岐阜情報スーパーハイウェイ」の一層の活用を図るとともに、地域に適した情報通信施設の整備を進める。

(2) 宅地

今後、人口の減少が見込まれることから、住宅用地については、宅地需要等を的確に把握し、地域の実情に応じた宅地供給を図る。

また、工場用地については、産業経済の動向を的確に把握し、必要に応じて工場団地等の造成を行い、工場用地の確保を図る。

(3) 公園緑地

恵まれた自然環境を保全しながら、潤いのある生活環境を実現し、都市住民の健康増進や防災面等に配慮した緑の都市空間を形成するため、花づくりと花かざりが一体となった県民総参加による「花の都ぎふ運動」を進めるとともに、地域の資源や特性を生かした特色ある都市公園等の整備を進める。

(4) 河川、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、生活の安定や地域経済の発展を図るため、国土保全施設の整備を進める。

河川

流域住民の安全や生活環境の確保を図るため、平成 16 年台風 23 号による甚大な浸水被害の発生した宮川をはじめとする河川の改修や、ダムによる洪水貯留等を効果的に組み合わせ、総合的な治水対策を推進する。

また、治水対策及び利水対策に資する多目的ダムとして、大島ダムや丹生川ダムの建設を進める。

なお、事業の実施に際しては、自然環境に配慮した「自然共生型川づくり」を目指す。

治山、砂防等

土砂災害の防止や水源かん養機能の向上、自然環境の保全等を図るため、神通川水系等の治山、砂防及び地すべり対策事業を進める。また、地域住民の生命の保護を図るため、急傾斜地崩壊対策事業を進める。

(5) 住宅

少子高齢化や既存公営住宅の老朽化等に対応し、低廉な家賃による良質な住宅を供給する。このため、計画的な公営住宅のバリアフリー化等を推進するとともに、民間資金の合理的な活用による特定優良賃貸住宅等の公共住宅建設を進める。これらの公共住宅建設に当たっては、子育て世帯等の世帯の規模や構成に対応した適正な住宅の供給を図り、快適で魅力ある居住環境の確保に努める。

(6) 水道施設等

生活水準の向上や産業の発展等に対応し、生活環境の向上や水供給の安定性の確保、公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じた供給施設や処理施設の整備を進める。

上水道

安全で安心な水供給の安定性の確保を図るため、老朽化した水道施設の改良を進めるとともに、水道の普及が遅れている地域については新設を進める。

下水道

生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、健康で快適な生活環境を確保するため、「全県域下水道化構想」に基づき、公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の組合せにより、効率的な污水处理施設の整備を進める。

廃棄物処理施設

廃棄物の適正処理やリサイクルの促進を図るため、廃棄物処理施設や再資源化施設の整備を進める。

(7) 教育文化施設

教育施設

教育環境を改善し、就学前の幼児教育や学校教育の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校における教育施設の整備を進める。

文化施設及びスポーツ施設

地域住民の心身の健康や精神的豊かさを実現するため、市の図書館や公民館等の社会教育施設や文化施設の整備を進める。また、平成24年に開催される岐阜国体の会場となる競技施設等のスポーツ施設の整備を進める。

(8) その他の施設

社会福祉施設

少子高齢化に対応し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、老人福祉施設や身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設な

ど、地域のニーズに応じた福祉施設の整備を進める。

医療施設等

患者中心で住民本位の医療体制を確立し、地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、飛騨医療圏における小児救急医療体制の整備など、地域における病院や診療所相互の機能分担と連携を図りつつ、医療体制の充実を図る。

また、適切な保健サービスの充実を図るため、老人保健施設等の整備を進める。

職業訓練施設

技術革新や産業構造の変化等の社会経済の変化に対応した効率的かつ魅力ある職業訓練を実施するため、国際たくみアカデミー（木工芸術スクール）等の整備を進める。

9．環境の保全に関する事項

住民、NPO、事業者、行政など、すべての主体の参加と連携による住民協働を通じて、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を図り、持続可能な社会づくりを進める。

（1）自然生態系の保全

生物多様性の確保を図るため、有害鳥獣の捕獲や生物多様性の保全に配慮した森林づくり等により、野生生物の生息地の保護や希少野生生物の保護を推進する。

また、身近な自然環境の保全を図るため、水辺環境のビオトープ化や「ぎふクリーン農業」、河川環境レンジャーによる河川の監視等を推進する。

さらに、自然生態系を保全するためには、社会基盤の整備においても環境への負荷軽減が不可欠であることから、環境影響評価の実施や環境に配慮した公共事業の実施、モデル河川における瀬や淵の復元を図る川づくり等を推進する。

（2）生活環境の保全と創出

大気環境の保全や健全な水循環の確保、騒音、振動及び悪臭の防止を図るため、監視体制の充実や、工場や事業所に対する監視や指導の強化、効率的な汚水処理施設の整備等による生活排水対策など、汚染や汚濁の発生源の抑制に取り組む。また、アイドリングストップ運動や環境に配慮した自動車の普及など、自動車排出ガス対策を進める。さらに、間伐等の適切な森林管理によるきれいで豊かな水を育む水源林の造成や、カワゲラウオッチング等の普及啓発事業による水質保全意識の高揚、土壌・地下水保全対策等を推進する。

また、環境汚染化学物質への対策が重要となっており、化学物質に関する情報の収集や提供を推進するとともに、リスクコミュニケーション（住民、事業者、行政等が積極的に化学物質等に関する情報を発受信等すること）の普及を図るなど、P R T R制度（化学物質の環境中への排出量等を把握し、集計し、公表する仕組み）の推進を図る。

さらに、地域の生態系や景観に配慮した河川事業や、景観法の活用、屋外広告物の適正管理等により良好な景観の形成を図るとともに、重要伝統的建造物群保存地区等の歴史的環境や文化的環境の保全に取り組む。

（３）循環型社会の形成

資源循環型社会への転換を図るため、環境に配慮した製品を購入するグリーン購入の推進等により循環型社会形成の推進体制の整備を進めるとともに、廃棄物の3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進やバイオマスエネルギーの利用拡大等により、循環資源の有効利用を図る。さらに、リサイクル認定製品の安全性確保や信頼性向上、利用促進や、企業のリサイクルに関する研究開発等に対する支援に取り組むなど、環境産業の育成支援を図る。

また、廃棄物対策が重要な課題となっており、産業廃棄物処理施設の整備を促進するなど、廃棄物の適正処理を推進する。さらに、不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見、早期措置に向けて監視体制の一層の強化等を図る。加えて、災害時における廃棄物処理対策として、市における廃棄物処理の応急体制の確保や、県による広域的な支援体制の確立等を図る。

このほか、環境への負荷を軽減するための取組として、環境に関する調査や研究、地域の環境保全活動等に積極的に取り組む事業所を登録し公表する環境配慮事業所（E工場）登録、企業、市及び県の三者による環境創出協定の締結等を推進する。

(4) 地球環境の保全

地球温暖化防止のため、エネルギーや廃棄物の無駄をなくした暮らしを目指す「もったいない・ぎふ県民運動」や、小学生向け地球温暖化防止教育等を推進する。また、森林の二酸化炭素吸収機能の向上につながる間伐等の森林整備や、都市の緑化、企業の温暖化対策への支援など、温室効果ガス削減対策を推進する。さらに、太陽光発電等の普及や民間太陽光発電施設の活用、バイオマスの有効利用など、新エネルギーの導入促進を図る。

また、オゾン層保護のため、フロン回収業者に対する指導等を進める。

10. 防災対策に関する事項

地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減するための対策を推進する。

(1) 震災対策

東海・東南海地震等大規模地震の発生が予想されるほか、当区域及びその周辺には内陸地震の原因となる活断層が、高山・大原断層帯や牛首断層など多く存在することから、震災対策を推進する必要がある。

このため、公共施設の被害を小さくするとともに防災拠点としての迅速な対応につながるよう、県有建築物や学校、保育所など緊急度の高い施設から計画的に公共施設の耐震化を進める。また、震災時におけるライフラインを確保するため、水道施設や下水道施設等の耐震化を進める。さらに、民間建築物の耐震性を確保するため、建築確認審査におけるチェック機能の強化や、木造住宅の耐震診断と補強工事に対する支援等を実施するとともに、住民の防災意識の向上を図る。

(2) 風水害対策

当区域の山間部には土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等が多く、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害の危険がある。

風水害の未然防止のため、防災施設の整備や、洪水ハザードマップの作成と住民による継続的な利活用の推進、被害発生危険箇所の点検、土砂災害警戒区

域等の指定の促進など必要な措置を講じる。

新たな公共施設や住宅等の開発に当たっては、開発事業者に対し適切な雨水対策を講じるよう指導を行う。

(3) 雪害対策

当区域における降積雪や雪崩による家屋施設等の圧雪害や交通への被害は多大なものとなっている。

雪害の未然防止のため、雪崩被害発生危険箇所の点検など必要な措置を講じる。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、消融雪装置や流雪溝、雪崩防止施設等の整備を進めるとともに、除雪の充実を図る。

(4) 火山災害対策

当区域の周辺には、焼岳をはじめ5つの活火山があることから、火山災害対策を推進する必要がある。

火山噴火現象による災害の未然防止のため、火山情報の伝達や迅速な応急措置のための体制整備を進める。

(5) 緊急輸送網、避難路等の整備

災害時における緊急輸送網を確保するため、橋りょうの耐震化や幹線道路等の整備を進めるとともに、飛騨エアパークを災害時の空路の確保に活用する。また、住民の避難対策として、避難路や避難所の整備、避難生活に必要な物資の備蓄等を進める。

(6) 防災情報の収集及び提供システムの構築

災害時の情報収集や提供の仕組みを見直し、迅速性や確実性の確保を図る。このため、震度情報ネットワークシステムの更新や、防災行政無線、消防・救急無線のデジタル化など防災通信網の整備を進める。

(7) 医療救護体制の確保

災害時における医療救護体制を確保するため、医療機関の連携を図り、広域

災害・救急医療情報システムや災害医療センター等の体制強化を図る。

(8) 自主防災組織の充実等

災害の発生時には、自らの命は自ら守る「自助」や隣近所が助け合う「共助」が重要である。このため、自主防災組織の活動拠点施設や防災資機材等の整備を進めるとともに、住民の連帯感に基づく自主防災組織の充実を図る。

(9) 災害時の相互支援

自治体や業界団体等との災害時応援協定の締結等により、災害や各種危機事案等の発生時における広域的な支援協力体制の整備を進める。